坂井市立木部小学校　いじめ防止基本方針　　【様式１】

令和８年４月１日　改定

前文

　いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

　本基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

―福井県いじめ防止基本方針より―

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。

（２）本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識していながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように指導・支援に努める。

（３）本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組む。

２　いじめの定義と判断

〇「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

〇けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

３　いじめの防止等のための具体的取組

（１）「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

〇ほめて伸ばす教育

本校教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を行う。その中で、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

〇自己有用感や自己肯定感を育む教育

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じて機会を提供し、これが高められるように努める。

〇障害への理解と互いを認め合う教育

本校教員は、発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。

〇人権教育の推進

校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、教員はその指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てる。

〇体験活動の推進

校長は、集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。

〇道徳教育の推進

校長は、道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けることができるように努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深め、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

（２）学校評価への位置づけ

〇いじめの防止等に関する取り組みを評価項目に位置付け

【教職員】

・児童が互いの良さを認め合い、励まし合う学級づくりに取り組んでいる。
・いじめ、不登校を未然に防ぐ学級経営に努めている。

【保護者】

・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもが抱えている悩みや不安等を把握する取組を行っている。

【児童】

・みんなと一緒に何かすることは楽しい。
・学級の子の頑張りを励ましたり困っている時に助けたりしている。
・いじめたり、いじめられたりしていない。
・学校での活動は楽しい。

（３）いじめの未然防止

〇授業改善

本校教員は、すべての児童にとって楽しく分かりやすい授業改善に努める。校内研究を充実させ、より良い授業づくりを行っていく。公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

〇悩みや不安、ストレスへの適切な対処

本校教員は、いじめの背景には、いろいろな要因が重なっていることから、児童の悩みや不安に耳を傾け、ストレスに適切に対処できるよう支援する。

〇いじめの起きない学校・学級づくり

校長は、規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、縦割り班活動や異学年交流活動を行い、集団の中で不安を感じることがないよう、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。

〇児童の主体的活動の充実

校長は、学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

〇開かれた学校

校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

〇インターネットや携帯電話等に関する指導

校長は、児童自身がインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行う。また、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。

（４）いじめの早期発見

〇積極的ないじめの認知

本校教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないように児童の表情やしぐさ等細心の注意を払い、小さな変化に対して見逃さないようにする。また、教員間の情報共有の場を終礼時に設ける。

〇自己チェックの活用とアンケートの実施

校長は、いじめの被害と加害および他の児童のいじめ行為の状況について、児童自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童と保護者を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、いじめを把握しやすい体制を整える。

〇教育相談体制の充実

本校教員は、定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

〇家庭や地域との連携

本校教員は、アンケートや電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係諸機関との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築する。

（５）いじめの事案対処

〇「いじめ対応サポート班」による対応

校長は、いじめの事実を確認した場合、特定の教職員が抱え込まないように情報を共有する。また、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を招集する。そこで、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応する。

〇被害・加害児童への対応

校長は、いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保する。また、いじめられたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

〇外部人材の活用と関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきもの、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがある。そのため、校長は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

（６）いじめの解消

〇いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも３か月間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処

〇本校は、いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に、速やかに報告する。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を、速やかに行う。

・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

４　いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に向けて、組織的かつ実効的な対応を行うため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

〔構成メンバー〕

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭

〔活動内容〕
・未然防止を中心とした、いじめ問題対策の年間行動計画を作成する。
・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる子ども」を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返りを行う。
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議をしていく。
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践をする。
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制をとる。
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成する。
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画・実施を行う。
・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検をする。

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を招集し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

〔構成メンバー〕

生徒指導主事、担任、教育相談担当者、養護教諭

〔活動内容〕
・当該いじめ事案の対応方針の決定
・個別面談による情報収集
・継続的な支援
・保護者や地域との連携
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

（３）組織図　　【様式２】

坂井市立木部小学校

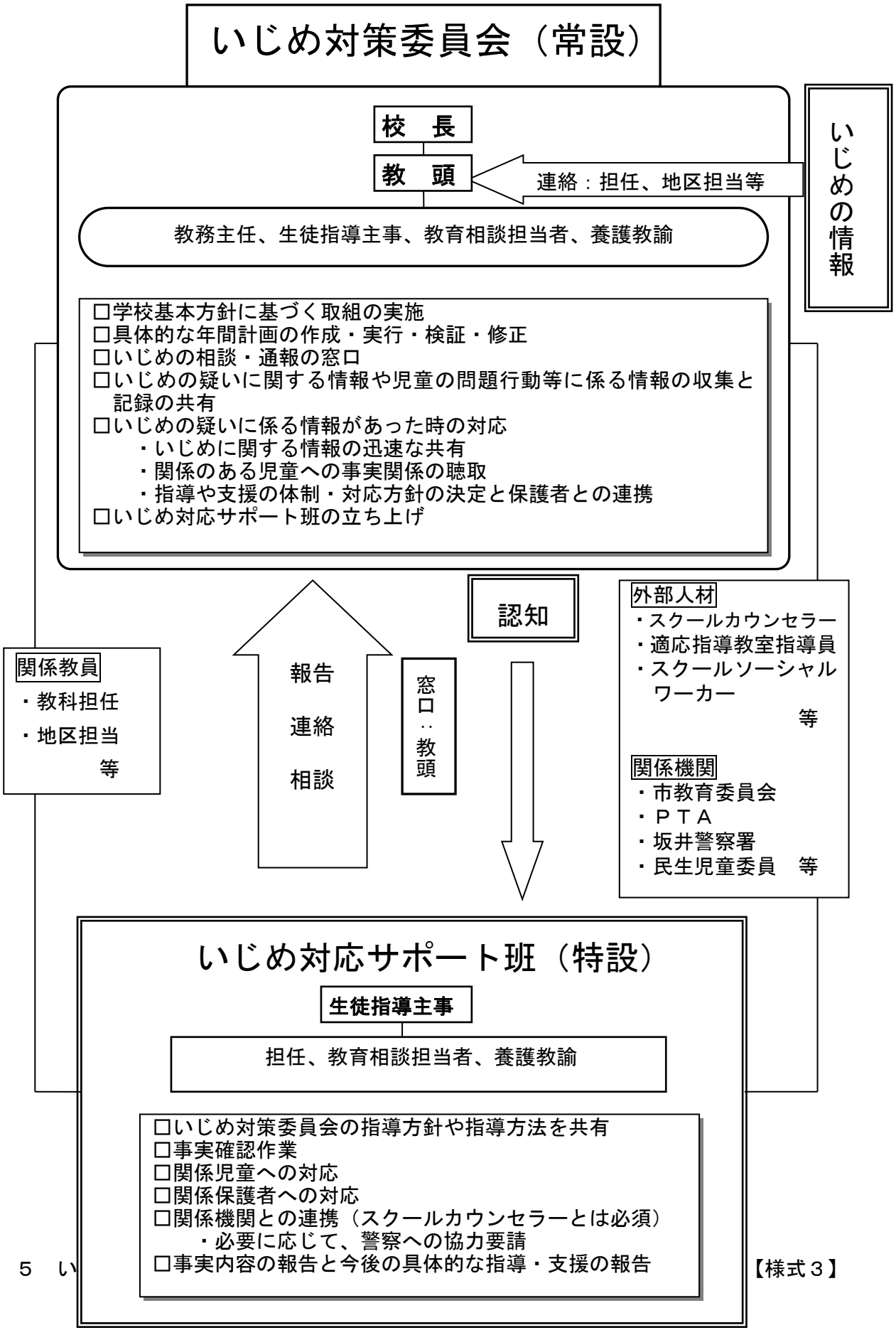

５　い　　【様式３】

【いじめ対策の年間行動計画】〔４～６月〕　　坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等 １年生 ２年生 ３年生 ４年生 ５年生 ６年生
４月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・基本方針確認 ・年間計画周知 ↓ ＰＴＡ総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	ＳＣの面談・学級訪問 アンケート調査　→　報告 縦割り活動 ・５、６年生　リーダー育成 ・１年生を迎える会 下校指導 ・地域での児童の様子を把握
５月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等を基に、定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト 職員会議・終礼 ・児童理解を実施し、内容を共有・検討	ＳＣの面談・学級訪問 運動会活動計画 ・全校児童の絆づくり 米作り体験活動 ・まち協との交流 さつまいも苗植え（縦割り班） アンケート調査 運動会での縦割り班活動 ・練習を通して児童の絆づくり
６月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	教育相談週間 ＳＣの面談・学級訪問 アンケート調査

〔７～９月〕　　坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等 １年生 ２年生 ３年生 ４年生 ５年生 ６年生
７月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・情報や意見収集 取組評価アンケート分析 ・未然防止に生かす	教育相談週間 ＳＣの面談・学級訪問 アンケート調査、 いじめの保護者アンケート 保護者の声調査（学校評価） アンケート調査
８月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析を基に振り返り ・２学期に向けて ↓ 職員会議 ・２学期以降の取り組み確認 いじめに関する 校内研修会 ・２学期からの取り組み ・教員の意識確認	家庭での読書 学校評価の検討
９月	情報発信 ・評価アンケート結果・２学期の取り組みを保護者に発信 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 ・授業改善 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト	ＳＣの面談・学級訪問 評価アンケートの結果 ２学期の取組の公表 アンケート調査 米作り体験活動 ・まち協との交流

〔１０～１２月〕　　坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ＳＣの学級訪問					
		さつまいも掘り（縦割り班）					
		アンケート調査					
		木部秋のふれあいまつり					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ＳＣによる学級訪問					
		アンケート調査					
		１年　２年 ・こども園と交流					６年 小中交流 部活見学 授業体験
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ＳＣによる学級訪問					
		人権週間の取組					
	取組評価アンケート分析 ・１学期末との比較	アンケート調査 いじめの保護者アンケート					
	人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・人権週間の取組	保護者の声調査（学校評価）					

〔１～３月〕　　坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
１月	いじめ対策委員会 ・２学期の振り返り ・３学期の取組 ↓ 職員会議 ・重点事項確認	ＳＣによる学級訪問 学校評価の点検 子どもの面談調査 １年 ・こども園との交流 アンケート調査 下校指導 ・地域での児童の様子を把握					
２月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ＳＣによる学級訪問 今年度の取組に対する学校評価 （保護者へのアンケート） アンケート調査 ６年生を送る会 ５年 ・送る会の計画運営					
３月	取組評価アンケート分析 ・年間比較と最終分析 いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し 情報発信 ・評価アンケートの最終結果を保護者に発信	ＳＣによる学級訪問 アンケート調査					